高齢者施設・事業所等管理者 様

福島県保健福祉部長 (公印省略)

年度替わりの時期における新型コロナウイルス感染症の感染防止 対策の徹底について(通知)

貴職におかれましては、感染防止対策を徹底しながらサービスの継続に尽力 をいただいておりますことに改めて感謝申し上げます。

さて、本県の新規感染者数は未だに高いレベルで推移しており、今後、オミクロン株BA. 2系統への置き換わりなどにより再度増加に転じる可能性があること、春休みに普段会わない方との接触の機会が増えること、さらに年度替わりの就職や進学に伴う人の移動が増えることなどにより、感染対策により一層の注意が必要になると考えられます。

そのため、県では令和4年3月31日までとしていた「感染拡大防止重点対策」 の期間を4月17日まで延長することといたしました。

つきましては、新年度を迎え、新たな組織・人員体制となる施設や事業所があることから、改めて貴職を始め、全ての職員の方が感染防止対策の徹底を意識し、別添チェックリストを効果的に活用の上、感染防止対策に見落としがないかなど、改めて職員一人一人が確認されるようお願いします。

## ○ 介護現場における感染対策の手引き

介護現場で必要な感染症の知識や対応方法などを記載しています。介護職員の方においては、日常のケアを行う上で必要な感染対策の知識や手技の習得のための手引きとして、介護施設・事業所の施設長・管理者の方においては、その役割と感染管理体制の構築のための手引きとして活用いただくことを想定しています。

https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000814179.pdf

○ 介護職員のための感染対策マニュアル

手引きの内容を概略したものです(それぞれ全 20 ページ)。 (施設系)

https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000678255.pdf (通所系)

https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000678256.pdf (訪問系)

https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000678257.pdf